

## 概説と分析

本書で紹介した差別事件のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、紹介した事件の範囲内での特徴を考察していくことにする。なお、ここで紹介した事件のなかには、資料が掲載できなかつたものもあることをお断りしておきたい。

### ①戸籍謄本等不正取得・部落地名総鑑差別事件

二〇〇五年一二月から二〇〇六年一月にかけて、兵庫、大阪での行政書士などによる大量戸籍謄本等不正取得事件に端を発して、新たな第九・第一〇の「部落地名総鑑」の存在が三〇年ぶりに発覚した。また、二〇〇六年九月には「電子版・部落地名総鑑」の存在も明らかとなり、熊本での第四〇回部落解放研究全国集会で、この差別事件の詳細が公表された。

「電子版・部落地名総鑑」とは、全国の被差別部落の地名などを記載した「部落地名総鑑」のデータを収めたフロッピーディスクで、大阪市内の複数の調査業関係者から九月末、大阪府連によって回収された。回収されたのは第八と第九の「地名総鑑」の電子データが収められたフロッピーディスクであった。かねてから調査業者の間で「電子版・部落地名総鑑」が存在するとの証言はあったが、現物が確認されたのは今回がはじめて。

第八の「地名総鑑」のデータは一六枚のフロッピーディスクに分かれて、ほぼ完全なデータが収められている。東芝製のワープロ専用機「ルポ」の形式で記録されており、全国の被差別部落の地名、住所、世帯数などのほか、「被差別部落の調べ方」として具体的な調査方法が七項目にわたって記載されている。

第九の「地名総鑑」のデータはこれまでに二〇枚のフロッピーディスクを回収。ラベルに書き込まれている番号が二八までであることから、データは少なくとも二八枚以上あるうちの二〇枚と思われる。ラベルには番号のほかに「解説、京都」「大阪府 大阪市」「兵庫、和歌山、奈良」などの都府県名が手書きで書かれている。こちらはリコー社製のワープロ専用機「リポート」の形式で記録されている。

二種類の「電子版・部落地名総鑑」はフロッピー力されたものと思われる。

「ルポ」「リポート」とも入力されたデータは容易にパソコンに転用可能となっており、一九九五年以降、爆発的に普及したパソコン用のデータとして転用されている可能性が極めて高い。電子化されたデータは容易にコピーが可能であり、調査業界に「電子版・部落地名総鑑」が広く浸透していることが懸念される。またそれらのデータがインターネット上に流出すれば、とりかえしのつかない重大な事態に発展し、これまでの部落解放運動や同和行政の成果を大きく後退させることとなる。

あらためて、一九八九年の法務省の「部落地名総鑑」終結宣言が不十分であったことが再確認される。二〇〇六年四月一〇日の第一六四通常国会の参議院法務委員会で、松岡徹参議院議員の追及に、当時の杉浦法務大臣は「部落地名総鑑」差別事件の全容解明調査を約束したが、事件の全容解明への取り組みをすすめていかなければならない。

なお、「部落地名総鑑」差別事件については、部落解放・人権研究所の友永健三所長が『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』（解放出版社、二〇〇六年）で詳しく解説しているののでぜひ参照されたい。

日本の戸籍制度は公開が原則であるが、戸籍の差別利用ディスクのタイプなどから考えて、一九九〇年代半ばあたりに入を排除するために、一九七六年に戸籍法改正がなされ、公開制限が一部認められる一方、弁護士、司法書士、行政書士など八業種にのみ「職務上請求」が認められるようになった。しかし、この職務上請求用紙を悪用した戸籍謄本などの不正取得事件があとをたたない。

昨年度版で紹介したように、大阪府、愛知県、東京都、兵庫県等で行政書士による戸籍謄本等不正取得事件が発覚した。

名古屋市のY行政書士について、その後の関係者の調査によって判明したことは、二〇〇〇年一二月に開業後、四年間で千枚近い「職務上請求書」を使用し、直近に使用した一三九枚はすべて調査会社からの依頼に使用して、一件数千円から数万円で売っていた。二〇〇六年六月には、部落解放同盟愛知県連に「ある日突然、子どもの結婚した相手のことを部落民だっていって罵声を浴びせられている」との差別事件の相談があり調査したところ、Y行政書士により関係者の戸籍謄本等が取得されていた。

Y行政書士に対して、二〇〇四年一二月から六カ月間に調査会社四社から依頼を受け、「職務上請求書」を利用して七九件分の住民票などを不正に取得した事件について、名古屋簡易裁判所は一件につき一万五〇〇〇円、合計一一万五千円の過料処分をおこなっている。二〇〇五年に発覚した兵庫県の行政書士が全国的に大量の戸籍謄本や住民票を不正取得した事件では、一件一〇〇〇円の過料処分がなされただけである。

一方、戸籍謄本などを取られた人は、通常その事実をまったく知らないという実態があるが、行政書士による戸籍謄本等不正取得事件にかかわって全国で唯一、被害者への告知をおこなった福山市では、二〇〇六年六月五日に開かれた福山市個人情報保護審査会で「被害者への告知の取り組み状況」が報告された。告知対象者一人のうち九人に告知をおこなったが、三件については身元調査の可能性があり、そのうち二件は結婚にかかわるものである可能性が非常に高いとのことであった。

その内容は、以下のとおり。Aさんは面談で告知された際、「長年交際を続けていたが昨年別れた相手から、交際中に『親が興信所に調査を依頼した』と聞いていた」と答えた。Bさんは「息子が昨年見合いを三回して、すべて断ったが、仲介役の女性が調査した可能性が高い」と答えた。

戸籍謄本等不正入手事件の背後で、差別にもとづく身元調査が隠然とおこなわれていることが改めて浮き彫りになった。被害者本人告知の取り組みは、「自己情報コントロール権」を保障するという観点からも全国的に注目された。

職務上の請求資格がある八業種のあり方に対する抜本改革など、身元調査根絶への法整備をおこない、「被害当事者の救済」や「再発防止への本格的なシステム」を構築してい

くことが急務である。

二〇〇六年六月二日、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が参議院本会議で可決、成立した。一定の規制と届出制が設けられたこと、第七条と第九条に「違法な差別的取り扱い」という文言が挿入され、「違法な差別的取り扱いを知ったときは、探偵業務を行うことができない」と規定され、差別的な身元調査を封じ込める可能性が広がったことは大きな成果といえる。